

新旧対照表

○宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準改正

新	旧
IV. 施行期日等 (1) この基準は、令和7年9月22日から施行する。 (2) 宅地建物取引士¹の違反行為に対する監督処分の基準（平成27年4月1日²制定）は、廃止する。	IV. 施行期日等 (1) この基準は、平成27年4月1日から施行する。 (2) 宅地建物取引主任者¹の違反行為に対する監督処分の基準（平成24年2月1日²制定）は、廃止する。

新				旧			
(別表) 法第68条第2項に規定する違反行為に対する標準の事務禁止期間				(別表) 法第68条第2項に規定する違反行為に対する標準の事務禁止期間			
該当条文	違反行為の概要		事務禁止期間 の日数	該当条文	違反行為の概要		事務禁止期間 の日数
IV. 法第65条第2項第2号	23. 契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.1</u> 第1号イの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供した場合((2)の場合を除く。)	15日	IV. 法第65条第2項第2号	23. 契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.2</u> 第1号イの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供した場合((2)の場合を除く。)	15日
		(2) 省略				(2) 省略	
	24. 契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.1</u> 第1号ロの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒んだ場合((2)の場合を除く。)	15日		24. 契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.2</u> 第1号ロの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒んだ場合((2)の場合を除く。)	15日
		(2) 省略				(2) 省略	
	25. 勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘	法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.1</u> 第1号ハの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合。	7日		25. 勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘	法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.2</u> 第1号ハの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合。	7日
	26. 相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をした場合の再勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.1</u> 第1号ニの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約を締結しない旨等の意思を表示したにもかかわらず勧誘を継続した場合((2)の場合を除く。)	15日		26. 相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をした場合の再勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>1.2</u> 第1号ニの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約を締結しない旨等の意思を表示したにもかかわらず勧誘を継続した場合((2)の場合を除く。)	15日
		(2) 省略				(2) 省略	

新				旧			
	27. 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ホの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせるような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行った場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	27. 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ホの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせるような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行った場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	
		(2) 省略			(2) 省略		
	28. 私生活又は業務の平穩を害する方法による契約締結の勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号への規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させた場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	28. 私生活又は業務の平穩を害する方法による契約締結の勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号への規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させた場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	
		(2) 省略			(2) 省略		
	29. 契約申込みの撤回時における預り金の返還拒否	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第2号の規定に違反して、預り金を返還することを拒んだ場合。	15日	29. 契約申込みの撤回時における預り金の返還拒否	法第47条の2第3項及び規則第16条の12第2号の規定に違反して、預り金を返還することを拒んだ場合。	15日	
	30. 正当な理由のない契約解除の拒否等	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第3号の規定に違反して、正当な理由なく、契約の解除を拒み、又は妨げた場合。	30日	30. 正当な理由のない契約解除の拒否等	法第47条の2第3項及び規則第16条の12第3号の規定に違反して、正当な理由なく、契約の解除を拒み、又は妨げた場合。	30日	